

佐賀県告示第 33 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。

令和 4 年 3 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドル－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201）及びその塩類
- (2) 化学名 2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン（通称名：Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類
- (3) 化学名 2－[（4－エトキシフェニル）メチル]－5－ニトロ－1－[2－（ピロリジン－1－イル）エチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール（通称名：Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名： α -D2PV、A-D2PV）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため